

千歳管制塔整備に関する運輸省と防衛庁との間の了解事項

昭和61年8月16日

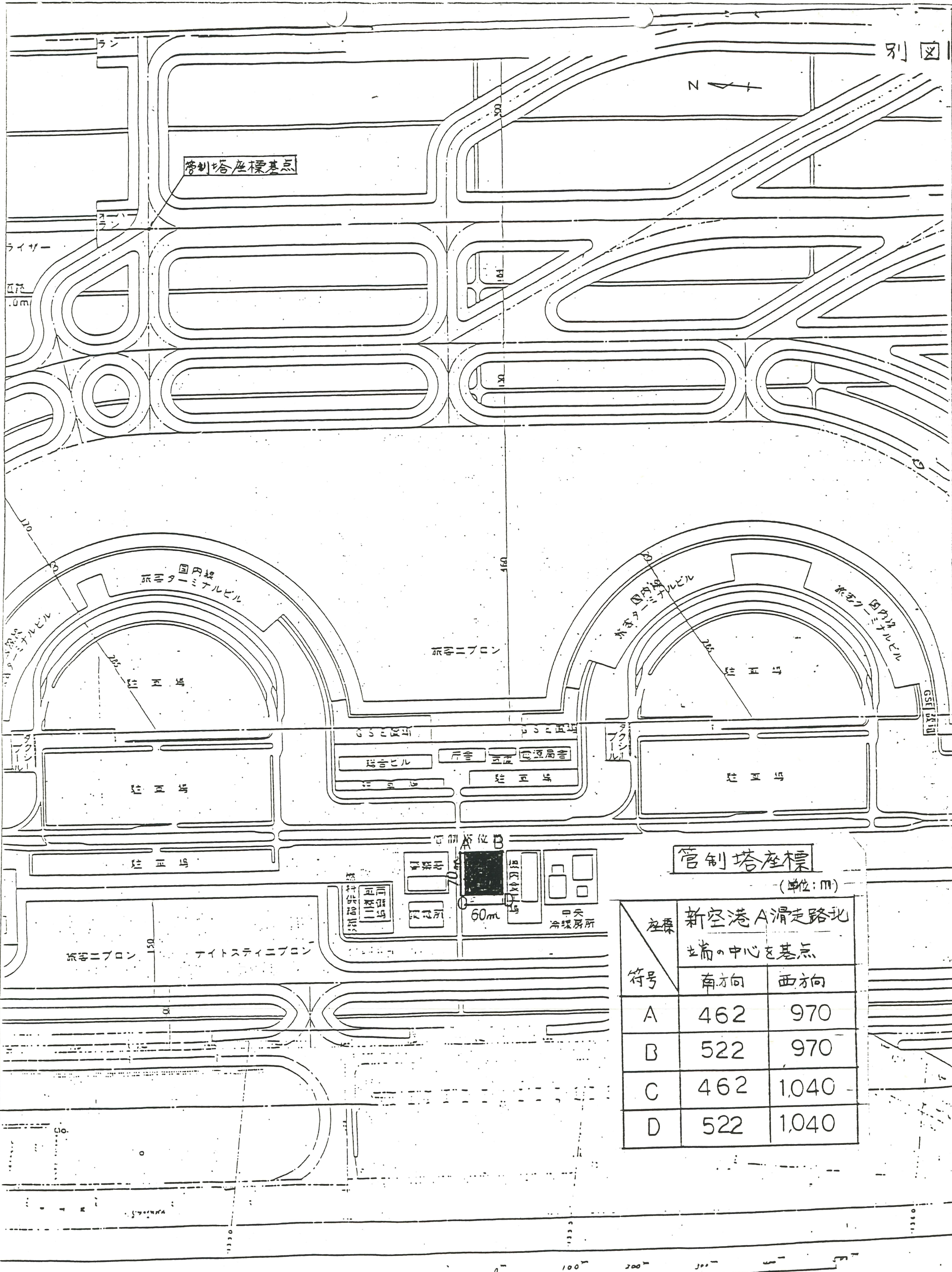
運輸省航空局管理課長

防衛庁経理局施設課長



両省庁は、昭和60年8月8日付千歳管制塔の位置等に関する覚書に基づき千歳管制塔を防衛庁が整備することに関して次のとおり了解する。

- 1 防衛庁は、昭和63年7月20日の新千歳空港開港までに管制塔を整備するものとし、運輸省はこれに協力するものとする。
- 2 防衛庁が整備する千歳管制塔の用地は、別図第1に示す地区(4,200㎡)とし、運輸省は、当該地区を防衛庁が供用開始の前日まで無償使用することを承認し、その後についても無償使用すべく供用開始時までに、所要の措置をとるものとする。
- 3 両省庁は、千歳管制塔の整備の用に供する道路及び完成後の部隊進入の用に供する道路の通行、ユーティリティ施設の設置及び千歳飛行場側の共同溝の使用については、現地関係機関で別途協議して定めるものとする。
- 4 運輸省は、千歳管制塔内に設置する飛行場照明操作卓、滑走路視距離指示器、風向風速指示器、及びレーダー管制局舎内に設置する滑走路視距離指示器、風向風速指示器を管制塔工事の進捗に合わせて設置するものとする。
- 5 管制塔への通信ケーブルは、両省庁の所要に応じて、各々が設置・管理するものとし、責任分界点は管制塔の主配線盤とする。
- 6 運輸省は、防衛庁が実施する管制業務の遂行に支障となる別図第2に示す視認障害立木については、新千歳空港の使用開始までに除去すべく、所要の措置を講ずるものとする。
- 7 運輸省は、エブロンに駐機する航空機に対する管制塔からの視認性が確保されるよう、ターミナルビルの設置者を指導するものとする。
なお、ターミナルビルの高さは、視認障害の生ずる部分については、管制塔のG.Lから16.5mを超えないものとする。
- 8 両省庁は、千歳管制塔の整備に関し、必要な細部取り決めについては、現地関係機関で協議して定めるものとする。

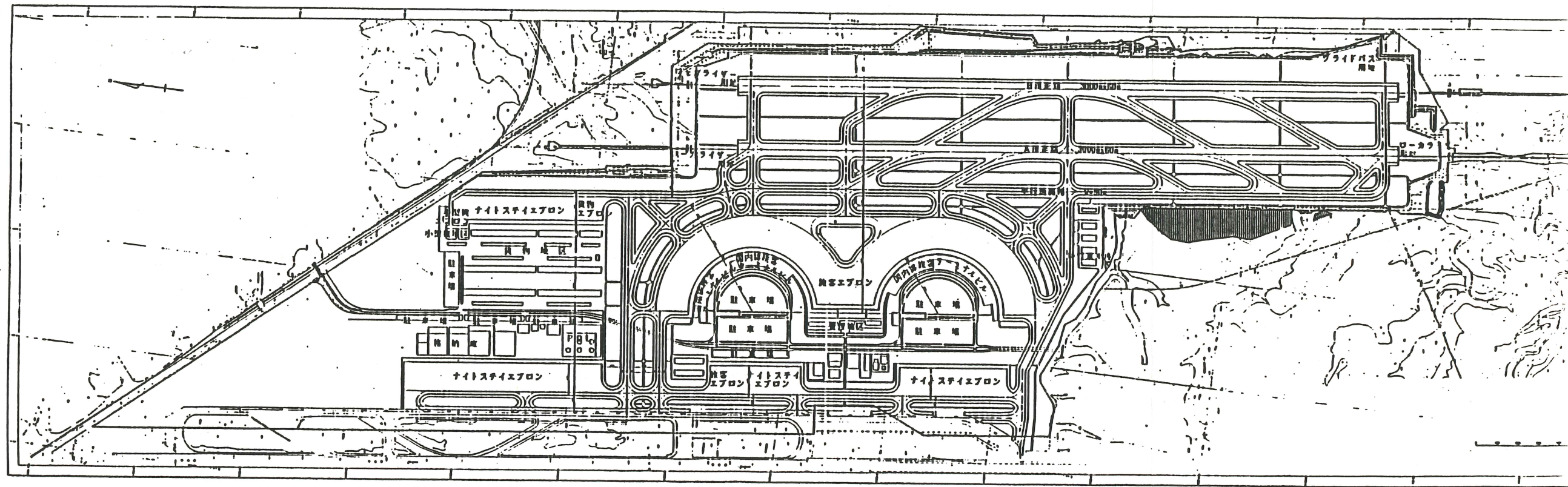


管制塔座標

(単位:m)

符号	新空港A滑走路北 端の中心を基点	
	南方向	西方向
A	462	970
B	522	970
C	462	1040
D	522	1040

別図-2



視認に障害を及ぼすおそれのある地域